

議案第4号関連資料

明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の制定について

令和2年12月議会の文教厚生常任委員会にて報告しました本条例につきまして、令和3年1月12日から2月10日までに実施したパブリックコメント等を踏まえ、下記のとおり制定しようとするものです。

1 条例制定にかかる市の考え方

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響で苦しんでいる市民等を総合的に支援し、健康や生活を守るとともに人権を保護するため、本市の感染症対策の基本方針を定める条例を制定しようとするものです。

また、2月13日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の一部改正では、入院に応じない場合等は過料の対象になりえるとされていますが、市民に最も身近な基礎自治体の使命として、市民の事情に配慮し、寄り添いながら支援を行う旨を規定いたします。

2 条例に規定する主な内容

(1) 総合的支援

感染症が発生しないよう、また、発生した場合でも市民への影響が最小限になるよう、市民、事業者、社会福祉施設等の施設に対し、総合的な支援を行います。

市民、事業者への支援	施設等への支援
①知識の普及啓発、まん延防止措置	①巡回指導、啓発活動
②情報提供及び助言、相談体制の充実	②保健師等による指導及び助言
③安心して日常生活を営むための支援	③消毒支援
④経済的負担の軽減を図るための支援	④まん延防止のための資材や経費に係る支援
⑤家族へ配慮した支援	⑤事業継続支援

(2) 差別的取扱いの禁止

何人も、全ての者に対し、感染していることや過去に感染したことがあること等を理由とした差別的取扱いを禁止します。差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、相談や情報の提供、日常生活支援、権利を擁護するために必要な支援を行います。

(3) その他市や事業者の責務等について規定

3 パブリックコメントの結果

実施期間	令和3年1月12日～2月10日	
意見を頂いた人数	14名	
意見総件数	25件	
意見内容別件数	条例制定による効果について	2件
	用語の定義について	2件
	具体の支援策に対する要望について	10件
	感染症法改正（個別事情を踏まえた支援）について	3件
	聴覚障害者等の配慮を要する者へのフォロー体制について	6件
	差別的取扱への対応について	2件

4 パブリックコメント以後の主な修正点

(1) 法改正に伴う罰則措置に対する市の方針の明確化（第5条）

感染症法の一部改正に伴い、

- ・入院を拒否した者や入院期間中に逃げた場合等（感染症法第80条）
- ・保健所職員による積極的疫学調査を拒否した場合等（感染症法第81条）

について新たに過料が設けられましたが、パブリックコメントの意見を踏まえ、罰則をもってその手段とするのではなく、当該行為を行った市民の事情を配慮し、寄り添いながら支援を行う旨を明記します。

【第5条第5項新設】

市は、感染症法第80条又は第81条の規定にかかわらず、これらの条に規定する行為を行った市民の事情等に配慮し、寄り添いながら支援を実施するものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症の定義の修正（第2条）

下記特措法の一部改正に伴い参照元が削除されることから、所要の修正を行います。

修正前) 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

修正後) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症

5 施行期日

公布の日